

令和6年度 長崎県市民後見人候補者養成研修 開催要項

1. 趣 旨

少子高齢化が進む中、判断能力が不十分であっても住み慣れた地域で安心安全に暮らしていく権利を守り、財産管理や身上保護等を地域で支える仕組みの一つとして、近年、社会貢献への関心の高い市民が、一定の基礎知識と技術を身につけて「市民後見人」として活躍することが期待されています。

本研修は、県内において、将来的にその担い手となり、同じ地域に住む住民の視点で支援する「市民後見人」候補者を養成します。

2. 主 催

社会福祉法人長崎県社会福祉協議会 長崎県

3. 共 催（予定）

社会福祉法人島原市社会福祉協議会 社会福祉法人大村市社会福祉協議会
松浦市 社会福祉法人壱岐市社会福祉協議会

4. 日 時

【基礎編】

- 1 日目：令和6年 9月10日（火）12：45～17：00
- 2 日目：令和6年 9月17日（火）13：00～17：00
- 3 日目：令和6年 9月24日（火）13：00～17：00

【応用編】

- 4 日目：令和6年 10月 8日（火）12：45～17：00
- 5 日目：令和6年 10月15日（火）13：00～17：00
- 6 日目：令和6年 10月22日（火）13：00～17：00

5. 会 場

- ① 島原市「島原市福祉センター大ホール」（島原市霊南1丁目17番地）
- ② 大村市「プラットおおむら 6階 講座室1」（大村市本町458-2）
- ③ 松浦市「すこやか青プラザ 3階」（松浦市志佐町里免365番地）
- ④ 壱岐市「芦辺町クオリティライフセンターつばさ」（壱岐市芦辺町箱崎中山触2548番地）

6. 定 員

- ・島原市及び壱岐市は各20名、大村市30名、松浦市15名の定員となります。
- ※先着順とし、定員になり次第締め切ります。

7. 参加対象

※次のすべてに該当することが必要となります。

- ① 島原市、大村市、松浦市、壱岐市にお住まいの方で、権利擁護の普及推進に興味のある方
- ② 原則として、全てのカリキュラムを受講できる方

8. 参加費 無料

9. プログラム

※別紙「養成研修カリキュラム」を参照ください。

10. その他

※研修修了者には修了証が授与されます。

※修了者は、お住まいの社会福祉協議会が行う権利擁護事業の支援員等として登録し、継続的に資質の向上を図ります。

※本研修は、参加により、家庭裁判所から成年後見人等として選任されることを保証するものではありません。

11. 申込手続き

※申込書に記載された個人情報の取り扱いにつきましては、本研修の運営管理にのみ使用させていただきます。

＜島原市、壱岐市の参加対象者＞

別紙「参加申込書」に必要事項を記入し、令和6年8月30日（金）までに
お住まいの社会福祉協議会を通じて、長崎県権利擁護センターあてお申込みください。

＜大村市の参加対象者＞

上記により、令和6年9月6日（金）までにお申込みください。

＜松浦市の参加対象者＞

令和6年8月26日（月）までに松浦市長寿介護課へ電話で申込みください。

※島原市、大村市の参加対象者の方は Web での申込も可能ですので各社協のホームページをご確認ください。

12. 参加申込み先

① 島原市社会福祉協議会（担当：元島・中山）

〒855-0812 島原市霊南1丁目17番地

TEL0957-63-3855 FAX 0957-62-3522

② 大村市社会福祉協議会 大村市成年後見支援センター（担当：池水）

〒856-0832 大村市本町458-2 プラットおおむら3階

TEL0957-47-8130 FAX0957-54-1365

③ 松浦市役所 長寿介護課（担当：高松）

〒859-4598 松浦市志佐町里免365

TEL0956-72-1111（内線178）

④ 壱岐市社会福祉協議会（担当：平田）

〒811-5316 壱岐市芦辺町諸吉大石触179-2

TEL0920-45-0048 FAX0920-45-0068

13. 研修に関する問合せ先

長崎県社会福祉協議会 生活支援課

長崎県権利擁護センター（担当：坂本・福島・松浦）

〒852-8555 長崎市茂里町3-24

TEL 095-846-8807